

## 寝屋川市 貸農園整備事業補助金のご案内

お持ちの農地を **貸農園** にしませんか？

自ら耕作がしんどく  
なってきた・・・。



農地は手放さずに  
残したい。



以下のような場合でも  
貸農園は **開設可能** です！

- ・ 相続税の納税猶予を受けている
- ・ 生産緑地の農地

特定農地貸付法などに基づいた新たな農園開設の整備費用を一部補助します！

詳細は裏面をご覧ください ➡

## 寝屋川市 貸農園整備事業補助金の補助内容について

**補助内容：**特定農地貸付法などにに基づき、新たに貸農園を開設する場合に、農園の整備に係る費用（整地費用、用水設備整備費用など）を補助します。

**補助額：**対象経費の 25/100、上限 25 万円

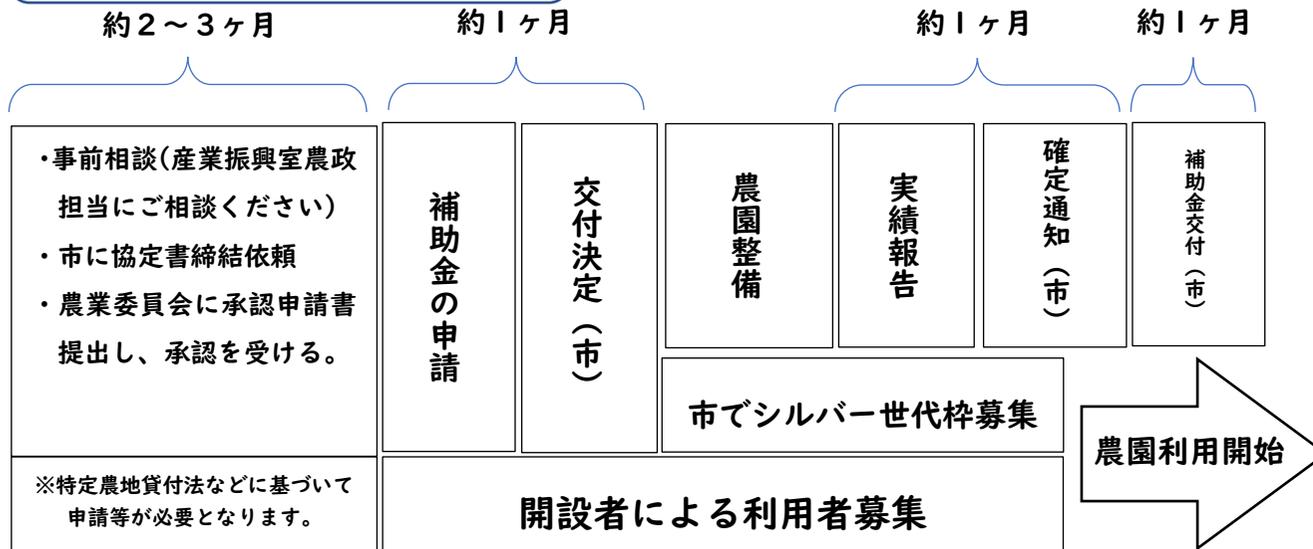
以下の条件を満たす場合は、追加の補助ができます。

**補助増額条件：**①遊休農地を貸農園として整備する場合は、対象経費の 15/100、上限 15 万円を追加補助。

②シルバー世代優先枠を整備する場合は、対象経費の 10/100、上限 10 万円を追加補助。

※シルバー世代優先枠とは、市があっせんするシルバー世代（65 歳以上）の方が優先的に利用できる区画で新たに開設する貸農園の全区画数の半分以上の区画を優先枠とすること。また 1 区画は 16 m<sup>2</sup>以上とした場合に限ります。

## 補助金申請の手続きについて



詳しくは下記にご相談ください。

お問い合わせ：都市デザイン部都市一課（農政担当）

電話：072-825-2673

FAX：072-824-3090